

松本市教育委員会告示第23号

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱を次のように定める。

令和2年5月29日

松本市教育委員会

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石（以下「本特別天然記念物」という。）の適切な保存活用を図るため、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画（以下「計画」という。）に基づき、次に掲げる事項について審議、協議を行うほか、計画を推進するための意見交換、連絡調整を行うものとする。

- (1) 本特別天然記念物の保存活用に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) 本特別天然記念物の文化財としての価値を高めるための調査研究に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、事案についての説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年5月29日から施行する。

(特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置要綱(平成27年松本市教育委員会告示第13号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。